

	日常生活自立支援事業	成年後見制度
対象者	認知症や障がい等により判断能力が不十分な状態であるがこの事業の契約内容を理解できる方	認知症や障がい等により判断能力がほとんどない方や不十分な方
申込先	社会福祉協議会	家庭裁判所
利用開始	本人の申込と契約	家庭裁判所の審判
費用負担	1回 1,200円 + 生活支援員の交通費実費 ※生活保護受給世帯に 費用負担はありません	本人の資産額や 後見人の事務内容によって 家庭裁判所が決定
利用期間	解約可能	基本的に生涯続く
内容	本人の希望による、 日常的な金銭管理や 福祉サービスの利用 援助など	日常的な金銭管理や 不動産の売却や契約、 福祉サービスの契約など
支援例	通帳などのお預かり 公共料金の支払いや 生活費の払い戻しの同行 または代行	生活に必要な契約や 手続き等に関する本人の代理 (同意、取消)
担い手	専門員（社協職員） 生活支援員	成年後見人 保佐人 補助人